

**市長と語る!  
ふれあいミーティング**

市民の皆様と  
ともにつくる飯能市

**令和4年4月19日(火)  
南高麗地区行政センター**



# “農のある暮らし” 「飯能住まい」制度、 空き家の利活用等による移住の促進

## ◎“農のある暮らし”「飯能住まい」

**南高麗地区**を対象として、豊かな自然の中に広い敷地を設定し住宅を建設していただく「優良田園住宅制度」に加え、本市独自の農にふれあうプログラムを通じて、土に親しむ生活環境を提供する制度

優良田園住宅 認定申請件数	移住人数 (予定含む)
58件	182名

移住元：埼玉県内 30件 (うち市内4件)  
 東京都内 24件  
 神奈川県内 4件

※中学生以下の子ども的人数 61名  
 (中学生：3名 小学生21名 未就学児37名)



# 山間地域振興の取組について

「飯能市総合振興計画」及び「飯能市山間地域振興計画」により山間地域の振興に取り組んでまいります。

## 1 生活基盤を維持するための支援

- ① 自治会やまちづくり推進委員会等への活動支援
- ② 地域主体の新たな移動手段の確保
- ③ 買い物支援やゴミ出し支援など、住民主体による  
支え合い活動の推進
- ④ 地域福祉推進組織の活動に対する支援
- ⑤ 森林整備の推進

## 2 地域の新たな魅力の創出

- ① 空き家や廃校舎を観光施設やサテライトオフィス等にするなど、地域資源の有効活用
- ② 地域資源と民間事業者のマッチング
- ③ “農のある暮らし”「飯能住まい」制度の促進
- ④ 地域資源、地域の人材を活用した事業の実施
- ⑤ 山間地域における文化・芸術活動の振興
- ⑥ 地域の資源を活用したエコツアーの実施

# 山間地域支援事業補助金

飯能市山間地域振興計画に基づき、山間地域の活性化のため、自主的・主体的に取り組む地域住民等の団体に対し補助金を交付します。

## 【取組事例】

- ① 住み続けたい地域づくり
  - ・連携・協働による森林景観の創造
  - ・買い物弱者対策の検討
  - ・住民の活動拠点づくり等
- ② 魅力ある地域づくり
  - ・地域の魅力発信のためのイベント開催
  - ・地域資源の掘り起し、商品開発
  - ・「西川林業」の継承と発展



**令和4年度も募集しますのでご活用ください！**

詳細は、各地区行政センター(南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗)まで

# 山間地域給水施設整備費等補助金の 拡充について

未給水地域の飲料水対策として、飯能市山間地域給水施設整備費等補助金交付要綱に基づき、山間地域の生活環境の改善の一助として、給水施設の整備や維持管理及び水質検査に要する費用の一部に対し補助金を交付しています。

令和4年度から、さらに安定した飲料水の供給ができるよう、市民の皆様の要望や実情を踏まえ、補助金の拡充を行いました。

## 補助金の拡充内容

区分	改正前	改正後
新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <u>10分の7</u></li> <li>・限度額(給水戸数1戸当たり) <u>100万円</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <b>10分の8</b></li> <li>・限度額(給水戸数1戸当たり) <b>130万円</b></li> </ul>
改修 及び 修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <u>10分の7</u></li> <li>・限度額(給水戸数1戸当たり) <u>100万円</u></li> <li>・工事費用 <u>5万円以上が対象</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <b>10分の8</b></li> <li>・限度額(給水戸数1戸当たり) <b>130万円</b></li> <li>・工事費用 <b>下限額なし</b></li> </ul>
水源 維持 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <u>10分の5</u></li> <li>・限度額(給水戸数1戸当たり) <u>3万円</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <u>10分の5</u></li> <li>・限度額(給水戸数1戸当たり) <b>5万円</b></li> </ul>
水質 検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <u>5/10</u></li> <li>・限度額 <u>5千円</u></li> <li>・補助回数 1年度につき <u>1回</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 <b>10分の10 (全額)</b></li> <li>・限度額 <b>なし</b></li> <li>・補助回数 1年度につき <b>2回</b></li> </ul>

## 補助区分の主な対象事業について

区分	主な補助対象事業内容
新設	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規に給水施設を設置する工事</li><li>・既存施設を使用をやめ、別の場所に新たに給水施設設置する工事</li><li>・既存の給水施設に除菌器等を新たに設置する工事</li></ul>
改修及び修繕	<ul style="list-style-type: none"><li>・ポンプ、受水槽等の故障による同じ場所での交換または修繕工事</li><li>・老朽化により給水施設を改修及び修繕する工事</li></ul>
水源の維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・風水害により取水源に堆積した土砂等の除去及び清掃</li><li>・井戸に堆積した土砂等の除去及び清掃</li></ul>
水質検査	<ul style="list-style-type: none"><li>・要綱で定めた項目（12項目）に関する水質検査 （※保健所及び水道法第20条第3項により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で行ったものに限る。）</li></ul>

# 地域公共交通計画を策定します。

- ・ **地域公共交通計画** = 地域公共交通の“**憲法**”となる計画
- ・ 現在の計画（H30～R4）による取組の**ふりかえり**と**評価**
- ・ 新計画（R5～）の**策定**



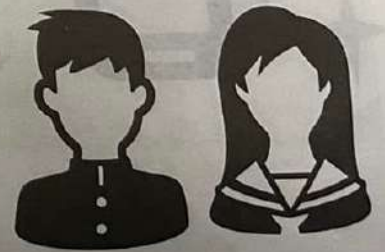


# 学生のバス通学を**応援**します。

・山間地域の学生のバス通学費の補助を**拡大**します。

△柳区修訓寺（唐里倉・園笠野）のバス  
・子育て世帯の**家計の負担軽減**と**路線バスの利用促進**を図ります。

いままで 年間定期券代金10万円を超える額の一部  
これから 年間定期券代金**6万円**を超える額 **全額**



# 市街化調整区域内のイエローゾーンにおける 安全対策確認の強化

- 自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、都市計画法が改正され、令和4年4月1日に施行
- 市街化調整区域内における災害イエローゾーンにおいて行う開発行為等を原則不可
- 災害イエローゾーン内の範囲が広く影響が大きいことから、災害イエローゾーン内において、開発行為等を行う場合は、埼玉県開発審査会に付議して了承された場合に限り、開発行為を許可
- 許可申請の際に、安全上及び避難上の対策の実施を求めるため、その対策が適当であるか判定するために技術顧問による照査を実施

【イメージ図（令和4年4月1日以降）】

